

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正(令和4年厚生労働省令第91号・令和4年5月31日公布)しました。

化学物質による休業4日以上(がん等の遅発性疾病を除く。)の労働災害の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則(特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則)の対象外となっています。

本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

厚生労働省では、今後、円滑な移行に向けた周知の徹底や啓発活動に取り組むことで、化学物質による労働災害の防止を一層推進していくとしています。

詳細は、厚生労働省プレスリリース「[化学物質による労働災害防止のための新たな規制について](#)」をご覧ください。